

資料編

資料1 シンポジウム当日配布資料

資料2 島根大学山陰法科大学院構想（案）
（シンポジウム開催時の構想案）

<資料1> シンポジウム当日配布資料

司法改革と法科大学院（参考資料）

9・8シンポジウム
島根大学法学部法学科

1. 国民の期待に応える司法制度の必要性＝司法制度改革

21世紀のこれからの社会において司法が果たすべき役割は、①国民が利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある、国民の期待に応えるものにする、②司法制度を支える質も量も豊かな法曹（弁護士、裁判官、検察官）を確保し、これを保障すること、③国民が訴訟手続きに参加して司法に対する国民の信頼を高めることにあります。

これからの日本において、司法（法曹）は、「国民の社会生活上の医師」として、すなわち個人や企業等の活動に関連する問題について、法律上の助言を含め、適切な法的サービスを提供することによって、紛争発生を未然防止し、またそれらの諸活動が法的ルールに従って行われるよう指導・監視し、さらに紛争が発生した場合には、法的ルールに従ってこれを適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図る役割を果たすこととなります。

こうして、「基準のない利益調整の社会から、透明性・明確性のある法基準による調整・解決の社会」への移行をめざすことになり、このために司法制度改革が求められます。

2. 司法制度改革と法科大学院

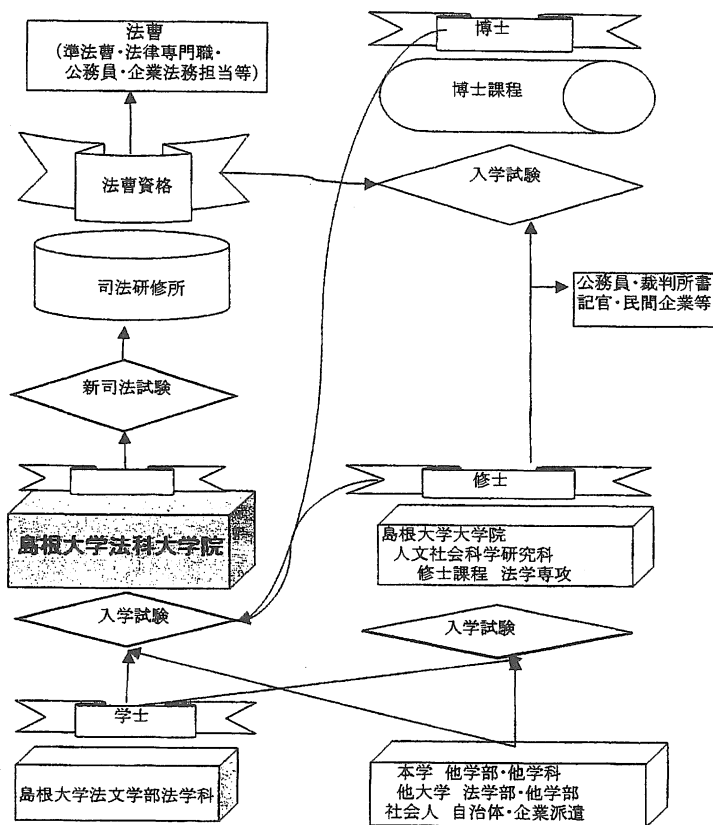
この改革される司法制度は、それを担う人的基盤を拡充して実現するものです。具体的には、法曹の質と量の拡充をするために、新しく法曹人口養成のために手塩にかけて、プロセスとして法曹を養成する機関、すなわち専門職業人（プロフェッション）養成学校として、法科大学院（ロースクール＝法律専門大学院）が設置されることとなります。

この法科大学院は、基本的な考え方として、全国に適正に配置することになっています。しかも、法科大学院の卒業資格をもった者は、新しい司法試験に合格することによって、現在の年1000余名から、できるだけ早い時期に（平成22年）3000名程度の合格者が新規法曹となり、平成30年頃までに実働法曹人口を5万人規模にすることが構想されています。この法科大学院の制度構想は、「プロセスとしての法曹養成」制度の創設として表現されます。その概要を示すと、つぎの通りです。

- ①設置形態：法曹養成に特化した実践的教育を行う学校教育上の大学院。多様な設置形態（法学部に基礎を置く大学院や置かない独立大学院。連合大学院、夜間大学院もあり得る）。
- ②教員組織：少人数で密度の高い教育を行うのにふさわしい数の専任教員。適正基準比率の実務家教員を置く。

- ③標準修業年限：3年（法学未修者）または2年（法学既修とみなされる者）
- ④入学者選抜：公平性、開放性、多様性の理念に合致した他学部出身者、社会人等の一定比率の受入れ。適性検査の実施。法律科目試験の実施（法学既修者）。
- ⑤設置と第三者評価：客観的基準による設置認可。法曹養成機関として教育水準確保のための第三者評価（認定）機構の設置。
- ⑥司法試験：法科大学院終了を基本的に新司法試験の受験資格とし、新司法試験制度を維持。
- ⑦実務修習：実務修習を別に実施。

島根大学山陰法科大学院設置イメージ図



島根大学山陰法科大学院構想

—その概要と基幹科目「刑法」の位置—

島根大学法文学部

1. 山陰地域に法科大学院を。島根大学山陰法科大学院構想

島根大学山陰法科大学院とは、つぎのような特徴を持っています。

(教育理念)

- ①法曹の地域的偏在を解消するとともに、山陰地域の特性を踏まえ地域に深く根ざした法曹を養成すること（地域性に共通性が見出され基本理念を同じくする複数大学が連合して法曹を養成し、共同講義等によって高度な教育水準を確保することも考慮する）。
- ②地域（地域法曹、自治体、住民等）との密接な連携を重視した実践的教育と理論的教育を行うこと。
- ③法科系大卒者だけでなく、広く大学卒業資格のある者、自治体・企業での職業社会人等、社会に広く開かれた人材を受け入れ、将来の法律の高度専門職業人を養成すること。
- ④先端的な法領域への理解と社会問題への関心を持ち、実践的な体験を通じ人間と社会を取り巻く事柄に対する責任感と倫理観をもった法曹となるよう教育すること。

(定員等) 1学年30名（3学年90名）の3年制。

(教員) 常勤教員は12～15名。実務家（法曹、企業法務等出身）教員が3分の1を占める。

(施設)

島根大学（松江市西川津町）の法文学部の既存施設の利用、施設の増新築を行うとともに、鳥取・島根両県および同市町村と連携し、これら自治体に協力を求めつつ、関連施設（サテライトスタジオ・分校教室、研修施設：セミナーハウス、宿舍、寮）を設置する。

(予算)

文部科学省所管の島根大学法科大学院として、国庫からの応分の支出を基本財源とし、両県・市町村等の自治体からの基金、その他の基金（民間企業・団体・個人からの募金）を基に、学生からの学費納入金を加え、収入予算枠を設定する。

2. 山陰法科大学院のカリキュラム

3年制の山陰法科大学院でのカリキュラムの特徴はつぎのとおりです。

- ①3年間で法曹に資するフレッシュマンに鍛える教育カリキュラム。
- ②地域に目を向けた教育カリキュラム。第三年次での現場主義教育。

③高度に専門的な学術性をもったカリキュラム。現代社会の地域性を含んだ複合領域の法律問題を取り上げ、これへ対処する能力の涵養。

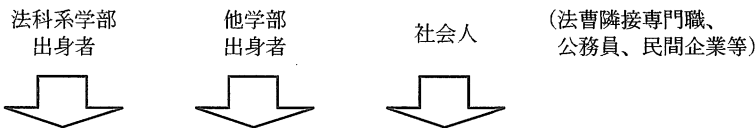
3. 講義方法とカリキュラム構成

- ①講義方法は、複数教員によるソクラテス・メソッド（発問・対論・展開方式）を基本に、各方式（ケース・スタディ、ロールプレイ、ディベート）を組み合わせる。
- ②法学の未修・既修を問わず3年間での一貫した法曹養成教育を行う。これによって、知識提供・暗記型ではなく、課題探求・問題解決思考型の講義を積み重ねる。要卒単位数90単位程度

I 法曹養成基本科目（読解と表現、理論構成）・・・緻密な文章読解、精選読解、明晰で説得的な文章作成
II 基礎科目・・・憲法、民事法、刑事法領域の基本概念・制度の完全な理解
III 法曹基本科目・・・実務家教員による法情報処理手法（リサーチ・アンド・ライティング）、職業倫理観の育成
IV 基幹科目・・・紛争処理対応の実定法科目（公法系・・・「刑法」等、私法系、実体法から手続法、執行までのプロセス）」
V 現代的学際的分野科目・・・現代社会の主要な法律問題領域の法的処理力
VI 国際関連科目・・・国際性のある法意識、人権感覚の涵養
VII 実務関連科目・・・具体的事件への法的アプローチによる実践力養成

③3学期制（トリメスター。第1学期4～6月、第2学期10～12月、第3学期1～3月。）

島根大学山陰法科大学院構想 学年毎のカリキュラム



島根大学山陰法科大学院	一年次	I	【内 容】 知的能力（理解力・表現力）の鍛錬・主要実定法の体系的理解
			【方 法】 ソクラテスメソッド
			【科目群】 法曹養成基本科目／基礎科目（私法系）
		II	【内 容】 主要実定法の体系的理解
			【方 法】 ソクラテスメソッド
			【科目群】 法曹養成基本科目／基礎科目（公法系）
		III	【内 容】 法理論の探求と法曹としての倫理観／思考法・論証法の習得
			【方 法】 質疑応答を交えた講義
			【科目群】 法曹養成基本科目／法曹基本科目／基礎科目（歴史系）
	二年次	I	【内 容】 法的問題抽出・解析・解決力の鍛錬（公法系）
			【方 法】 プロブレム・メソッド／ケース・メソッド&ソクラテスメソッド
			【科目群】 基幹科目（公法系）例：刑法
		II	【内 容】 法的問題抽出・解析・解決力の鍛錬（私法系）
			【方 法】 プロブレム・メソッド／ケース・メソッド&ソクラテスメソッド
			【科目群】 基幹科目（私法系）
III		【内 容】 法理論の歴史的・国際的理解と高度の倫理観	
		【方 法】 質疑応答を交えた講義	
		【科目群】 基礎科目／国際関連科目／法曹基本科目／法曹養成基本科目	
三年次	I	【内 容】 現代的課題の法理論的・政策的解決力の養成	
		【方 法】 現場主義方式／ロールプレイ	
		【科目群】 実務関連科目／現代的学際的分野科目	
	II	【内 容】 法律紛争の実践的解決力の養成	
		【方 法】 現場主義方式／ロールプレイ	
		【科目群】 実務関連科目／現代的学際的分野科目／法曹養成基本科目	
	III	【内 容】 法的分析・構成・判断力と職業倫理観の醸成	
		【方 法】 ディスカッション／ディベート	
		【科目群】 実務関連科目／法曹基本科目	

資料Ⅰ シンポジウム当日配布資料

模擬授業「刑法」(基幹科目)について

1. 基幹科目の講義内容・方法

島根大学山陰法科大学院構想のカリキュラム案では、法曹養成の基幹科目として、憲法、行政法、刑法、刑事手続法、労働法、刑事政策、民法Ⅰ・Ⅱ、民事手続法、民事執行法、破産法、商法Ⅰ・Ⅱなどが開講されます。

基幹科目では、基礎科目等の受講により習得された法的知識と思考力を前提として、事例問題(プロブレム)や判決例(ケース)を素材に、プロブレム(この場合は比較対照できるあるいは法的事実を変化させた複数を用意)またはケースの論理的分析(事実の概要の把握、事実および法律上の争点の整理、判例・学説による解決の方向性)に加え、自ら考えることを絶対的要件としたうえで、教官と学生また学生相互の議論により、社会に現に妥当する規範(ルール)を発見し問題を解決させることが主要な目的の一つとなります。また、ケースでは立証(要件事実、直接・間接証拠、立証方法など含めた立証方針・攻撃防御方法、尋問内容の整理など)にかかわる吟味も付加されます。

基幹科目の講義方法は、プロブレムおよびケース分析とソクラテスマソッドの融合形式です。ここでのソクラテスマソッドの使い方は2通り考えられます。一つは、プロブレム等における論点に関する判例・学説状況の概要を把握のうえ、自説選択の根拠とその論理的展開、およびこれにかかわるあらゆる関連領域との整合性を含めて理論をより深く理解させるものです。もう一つは、ある論点に関する一つの判例・学説理論(学生の自説の反対説を選択するのが好ましい)を提供し、これを支持する立場に立たせてその理論展開を図らせるとともに、その理論に内在する問題点などを割り出させるなか、徹底してこの理論を擁護する議論を展開させるものです。いずれもソクラテスマソッドの特徴を活かして法的思考力そのものを鍛錬することを目指しています。

2. ソクラテスマソッド

「プロセスとしての法曹養成教育」の核である法科大学院では、ソクラテスマソッドという講義手法の活用が提唱されています。これはまさに卓見です。島根大学山陰法科大学院構想のカリキュラム案も、多くの講義でソクラテスマソッドを取り入れ、3年間これにより徹底的に学生を鍛え上げる意図です。なぜならば、ソクラテスマソッドがまさに時間をかけてじっくりと優秀な法曹を養成するのに最適な教育方法であると確信するからです。

それはこの名称の由来であるソクラテスの「対話」による実践を見れば明らかです。ソクラテスは、当時ソフィストの教えた知識が頭で理解すれば善人でも悪人でも誠実な人でも狡猾な人でも習得できるものであることを批判し、正義の理論を知ることと正義の人と

なることとは違おうとして「徳は知である」としつつ、「徳を教えることはできない」といいます。ソクラテスは、知識は、所有する者から所有しない者に手渡される物品のようなものではなく、各人がすでに自分自身の内に可能性をもって所有しているものであるとします。この知識を生み出すには、すなわち各人が自己のうちから智慧を汲み上げてくるには、自分の力だけでは困難で他の援助が必要であるといえます。「対話」はそのための手段である、対話による真理の探究・吟味を「助産術」と呼んだのです。

要するに、ソクラテスは、教えるような知識ではなく、全人格転換あるいは魂の転換の智を問うのです。法曹を目指す学生が、何が正義であるのかを明らかに知り、それに従って行動せずにはいられない者となる（行動を伴ってこそ「知った」のであり、行動できない者は知ったことになりません）のであれば、それは法曹の理想像ではないでしょうか。ソクラテスが「吟味されない人生が生きる価値がない」というように、「吟味されない、実践の動機づけをなさない知識は智としての価値を欠く」ともいえるでしょう。したがって、ソクラテスの問答法は法曹養成に最適な教育手法の一つなのです。

3. 模擬授業実施の目的

本日は基幹科目の「刑法」の模擬授業です。島根大学山陰法科大学院構想カリキュラム案では、基幹科目はプロブレムメソッドとソクラテスマソッドの混合形態で講義することとなっていますが、模擬授業ではソクラテスマソッドに重点をおきます。ソクラテスマソッドによる法科大学院の講義の雰囲気を経験していただきますれば幸いです。教官と学生との、単なる正解当ての質疑応答とは異なる妙味を出せるように努力いたします。また、とかく刑法ではその議論が専門技術的になる傾向がありますので、模擬授業ではわかりやすさを優先し、できるだけ平易な表現をもって講義を進めます。その意味では専門的な検討としてはあいまいな部分が多少見られるかもしれませんが、ご理解のほどお願い申し上げます。

模擬授業は法科大学院の「モデル」授業でなく、ソクラテスマソッドの「実験」授業です。模擬授業におけるソクラテスマソッドもお練磨を要し、より一層の飛躍的進展を必要とする段階のものです。したがって、諸先生方のご意見・ご批判に基づく実験結果が、今後の法科大学院における講義方法の議論および島根大学山陰法科大学院カリキュラム案の改善に一助となればと願うものです。

基幹科目「刑法」模擬授業

島根大学 秋野成人

島大法学第四五巻臨時増刊号

【事例問題】

Xは、自分が親権者となっている長男A（5歳）と次男B（3歳）を連れて、男性Yと内縁関係に入った。Yは、当初Xにも子供たちにも優しく接していたが、勤め先のリストラであって新たな就職先も思うように見つからないためにイライラが募り、Xに暴力を振るうようになった。Xがこれにじっと耐えていたため、Yは、なかなかつかないBに暴力の矛先を向け、毎日のようにちょっとしたことを理由にBを殴ったり蹴ったりを繰り返した。Xは、Yに取りすがってこれを止めたり、Bを抱きかかえ自らを緩衝材としてBを守ったりしていた。が、次第にXがそのような行為に出ると、YはXに暴力を振るうとともに、Bに対してさらに激しい暴行を加えるようになり、Bは青あざがたえることがなかった。XはAとBを連れて家を出ようとしたが、その度ごとにYに見つかりひどい暴行を加えられ、肋骨等の亀裂骨折、打撲・捻挫などを負うこともあった。

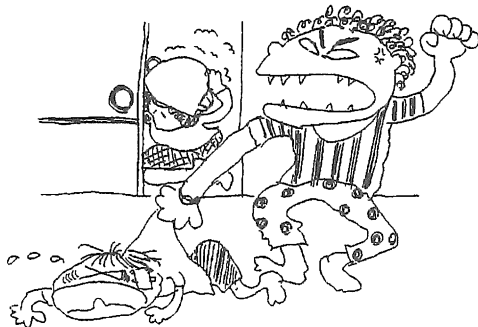
半年ほどこうした状況が続いたある日、Yは、日ごろから何度も注意しているにもかかわらずおもちゃが片付けられていないことに腹を立て、Bを説教しながら数回平手でたたいたが、Bが謝らずに大声で泣き出したために、さらにBの頭部や顔を拳で数回殴打したところ、Bが転倒し壁に頭をぶつけ、その結果、脳機能障害で死亡した。この間、襖一枚を隔てた台所にいたXは、当初よりYによるBへの暴行に気づいていたが、しかし、止めに入っても逆にBも自分自身も激しい暴行を受けることになるのを恐れ見て見ぬ振りをし、無関心を装い、夕食の準備を続けていた。

Xはいかなる罪に問われるか。

X：A、Bの母親（親権者）本件時には、YによるBへの暴行を拱手傍観していた。

Y：Xの内縁の夫。リストラを契機にX、Bに暴力を振るいだす。

A：Xの長男（5歳）。



B：Xの次男（3歳）。本件の被害者。
Yに殴られ転倒、頭を壁にぶつけ、死亡。

九二

◇さてどう考えますか◇（〔 〕内は刑法の専門用語）

「Xがどうして犯罪者なのか！？悪いのはYだろう。Yがリストラのいらいらを家族に八つ当たりしてBを死なせたのではないか！」と言われますか？

確かにそのとおり。もちろんこのストーリーの主役はBに手をあげて死なせたYです。「Yに犯罪〔傷害致死罪〕が成立するのは」と議論するのがスタートです。「いや、何の問題もなく何罪か知らないがYに犯罪が成立するだろう。それは議論の余地もないだろう」。ちょっと待ってください。事例問題の前段部分に引かれすぎてはいけません。この場合、YがBを死に至らしめた暴行がおもちゃを片付けていないことへのまさに懲戒であったとすればどうでしょうか？Yは内縁関係ですが、親に準じた懲戒を認めることも可能では？〔親の懲戒権と違法阻却〕。子供を持っている方であれば、散らかったおもちゃを見て子供に手をあげた経験は少なからずあるのではないのでしょうか。Yの場合はたまたまあたりどころが悪くてBが転んだために起こった悲劇かもしれません。それでもYに罪責を問うというのであれば、私たち（？）の行為とYの行為との違いは何でしょうか。考えてみてください。

さて、Xの罪責を考えてみましょう。Xは、YがBに暴行を加えているのを知りながら、あえて無関心を装って夕食の準備を続けていたわけです。ここでは夕食の準備をしていたことが重要なのではなく、YによるBへの暴行を止めなかったこと〔不作為〕が問題です。Bが見知らぬ他人の子供であればまだしも・・・それでもという道徳的に厳しい方もいらっしゃるでしょうが、刑法を含め現行法は私たちが聖人君子であることまでは求めていません。Bはまさに自分の子どもであるわけですから、その子に危険が迫れば親なんだから助けよと言うでしょう〔結果防止の作為義務〕。たとえばその子供が池で溺れているのに気がつきながらその辺でただ見ている親があった場合、子供がそのために溺死したならば、何も（救助）しなかった親に対して「子供を死なせた」と非難するのでは・・・子供が池に落ちた原因が、他人に突き落とされたのであれ、自分で足を滑らせたのであれ、何であれ。XもYの暴行を止めなかったことで、Bを死なせた〔正犯〕、あるいはBの死を生ぜしめたYによる暴行を容易にした〔幫助犯＝従犯〕と言えないでしょうか。Yとの関係でもその犯罪を止めなかった点はどうでしょうか？

でも、止めに入ると逆にひどい目にあう・・・そうです。池の辺で救助しなかった親が実は泳げなかった（金槌だった）し、周辺に何ら救助に使える道具もなく人もいないという場合には話が変わりますよね。法律も、できないことは要求しないのです〔作為の可能性〕。泳げない人に飛び込めとは言いません。犠牲者が二人になるだけで、人の生命を守るという法の趣旨に反しますから。そうすると、できるできないの判断が大事です。できるけどきわめて困難が伴うというときはどうでしょうか〔作為の容易性〕。その前に、「何が」できるできないと判断されるのか、という問題もあります。飛び込んで救助すれば確実に子供を救うことができたが、他の手段ではかなり怪しかったというのであれば、飛び込むことができたかどうかが問われるわけです。

では、Xはどうでしょう？ XにBの死を回避するために何を求めますか〔結果回避の作為の内容〕。Yの暴行を、実力で反撃して止めることなのか、身を挺して止めることか、「やめて」と泣き叫ぶことか、あるいは誰かを呼ぶことでしょうか……。それは容易に可能だったのでしょうか。このときも、Yが家庭内暴力・児童虐待としてBに対する危険の増大を回避するためにやむをえない傍観行為であったというべきだ、という意見もあるかもしれません??

基幹科目の「刑法」では、こういったことを、刑法の条文に照らし緻密な概念と論理を用いて（日本語とは思えないような専門用語を駆使して）検討します。模擬授業は短時間ですので、さまざまな問題点のなかのどれかに議論を絞ることになります。

〔参照条文〕

☆刑法☆

- 第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
- 第204条 人の身体を傷害した者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。
- 第205条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、2年以上の有期懲役に処する。
- 第62条 正犯を幫助した者は、従犯とする。（以下省略）
- 第63条 従犯の刑は、正犯の刑を軽減する。

☆民法☆

- 第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。（以下省略）
- 第820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 第822条 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。（以下省略）
- 第752条 夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。

☆児童虐待法☆

- 第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。
- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴力罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

☆改正刑法草案☆

- 第12条 罪となるべき事実の発生を防止する責任を負う者が、その発生を防止することができたにもかかわらず、ことさらにこれを防止しないことによってその事実を発生させたときは、作為によって罪となるべき事実を生ぜしめた者と同じである。

第26条 みずから犯罪を実行した者は、正犯である。

[参照判決例]

◇正犯と共犯の区別

*最決昭和57年7月16日刊集36巻6号695頁

◇片面的共犯の成否

*大判大14年1月22日刊集3巻921頁

*大判昭和3年3月9日刊集7巻172頁

◇結果的加重犯に対する共犯の成否

*大判大13年4月29日刊集3巻387頁

*大判明40年11月28日刊録13輯1319頁

◇幫助の概念

*大判昭和3年3月9日刊集172頁

「不作為に因る幫助犯は他人の犯罪行為を認識しながら法律上の義務に違背し自己の不作為に因りて其实行を容易ならしむるにより成立し犯罪の実行に付相互間に意思の連絡又は共同の認識あることを必要とするものに非ず」(現代仮名遣いにする)

◇不作為による幫助犯の成否

*最判昭和29年3月2日刊集93号59頁(肯定)

*釧路地判平成11年2月12日判例時報1675号148頁(否定)

「不作為による幫助犯が成立するためには、他人による犯罪の実行を阻止すべき作為義務を有する者が、犯罪の実行をほぼ確実に阻止し得たにもかかわらず、これを放置しており、要求される作為義務の程度及び要求される行為を行うことの容易性等の観点からみて、その不作為を作為による幫助と同視し得ることが必要である。」

*札幌高判平成12年3月16日判例時報1711号170頁(肯定)

「原判決(上記釧路地裁判決)が掲げる『犯罪の実行をほぼ確実に阻止し得たにもかかわらず、これを放置した』という要件は、不作為の幫助犯の成立には不必要というべきである。」

*東京高判平成11年1月29日判例時報1683号153頁(否定)

*名古屋地裁平成9年3月5日判例時報1611号153頁(肯定)

*大阪高裁平成2年1月23日判例タイムズ731号(否定)

◇親による懲戒行為の限界

*札幌高函館支判昭和28年2月18日高判集6巻1号128頁

*東京高判昭和35年2月13日下判集2巻2号113頁

以上

【資料】山陰地方における法的サービスの需要と必要性

(出典) 司法統計年報

『Legal Aid 平成12年度事業報告書』((財)

法律扶助協会、2001年)

日弁連新聞第329号および第330号

島根県弁護士会提供の統計資料

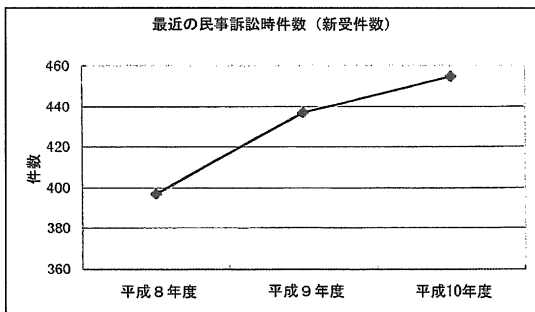
1. 増えない弁護士

	島根県弁護士会会員数	鳥取県弁護士会会員数
最多会員数	27名 (S.26年)	29名 (S.26年と42年)
現会員数	22名	24名
弁護士一人当たりの人口	36,476 (全国2位) (98年10月1日現在)	24,600 (全国10位) (98年10月1日現在)

2. 島根県の状況

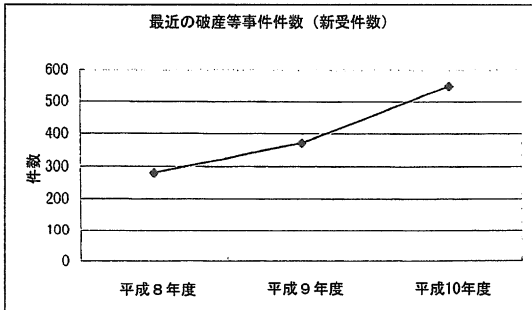
(1) 近年の民事訴訟件数の増加 (松江地方裁判所)

平成8年度	397件
平成9年度	437件
平成10年度	455件



(2) 破産事件（松江地裁）：平成3年163件から平成12年584件へ増加

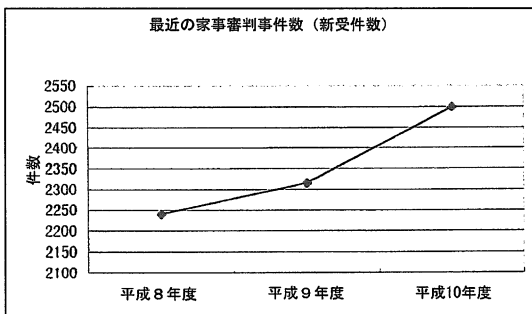
平成8年度	280件
平成9年度	369件
平成10年度	550件



(3) 家事審判事件と家事調停事件（松江家裁）：10年前の約40%増

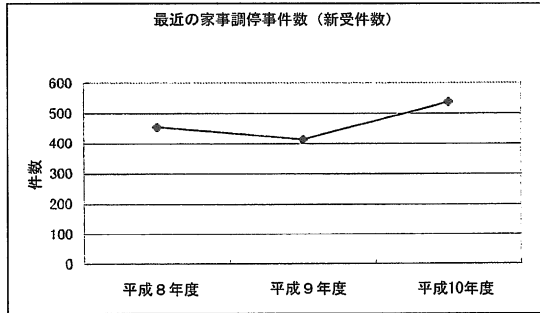
①家事審判事件数

平成8年度	2,240件
平成9年度	2,315件
平成10年度	2,499件



②家事調停事件数

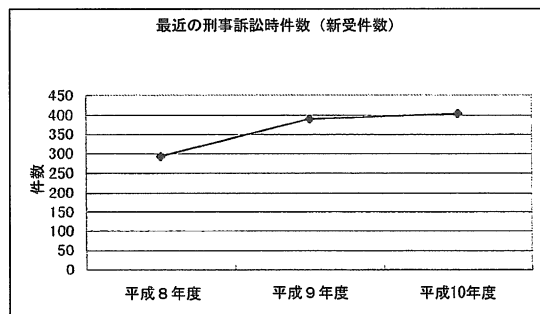
平成8年度	454件
平成9年度	414件
平成10年度	537件



(4) 刑事事件の新受件数（松江地裁での第一審事件）

：平成3年の210件から平成10年の404件、平成12年の329件への増加

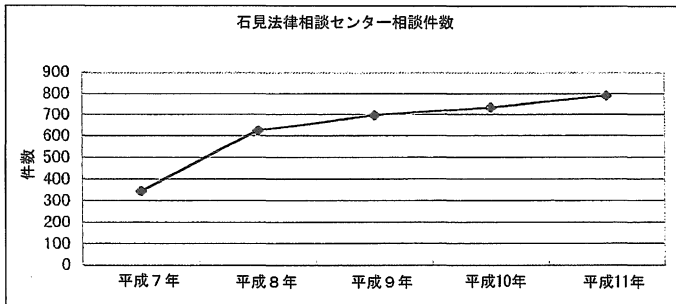
平成8年度	293件
平成9年度	390件
平成10年度	404件



(5) 石見法律相談センターの相談件数（平成7年9月開設）

相談実績：平成11年791件、平成12年838件へと増加

平成7年度	346件
平成8年度	625件
平成9年度	697件
平成10年度	736件
平成11年度	791件



（ただし平成7年度は9月以降）

(6) 石見ひまわり基金法律事務局（平成12年6月開設）

本年5月2日現在の取扱件数

裁判所係属件数 37件

提訴準備案件 20件

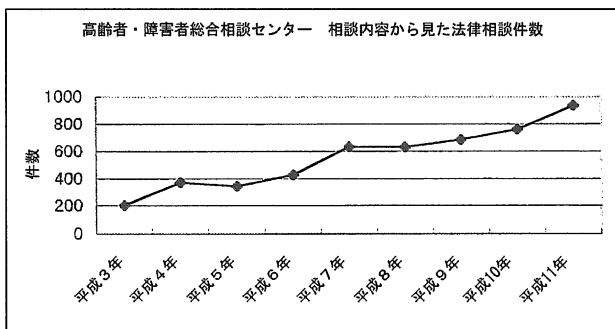
相談交渉中案件 12件

破産事件（管財件数10件、破産申告予定案件9件）

<参考> 島根県高齢者・障害者総合相談センター

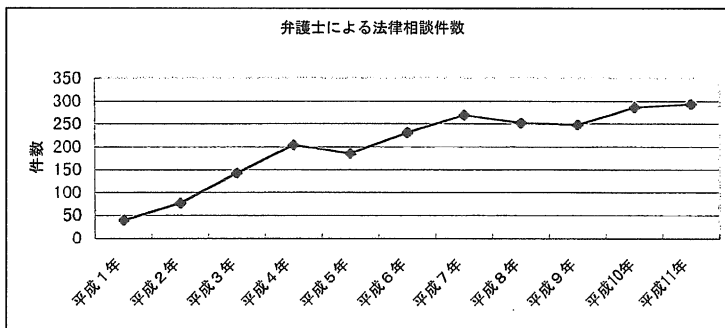
①相談内容別からみた法律相談件数（無料法律相談）

平成3年度	203件	平成8年度	631件
平成4年度	372件	平成9年度	685件
平成5年度	346件	平成10年度	759件
平成6年度	429件	平成11年度	936件
平成7年度	634件		



②弁護士による法律相談件数（無料法律相談）

平成1年度	40件	平成7年度	269件
平成2年度	77件	平成8年度	252件
平成3年度	143件	平成9年度	248件
平成4年度	204件	平成10年度	286件
平成5年度	185件	平成11年度	293件
平成6年度	231件		



3. 鳥取県の法曹事情

裁判官は、鳥取地裁全体で10名、そのうち7名が本庁、3名が米子支部に配属されています。倉吉支部は、鳥取の裁判官が填補で週に3回行きます。検察官は鳥取地検全体で6名、本庁に5名、米子支部に1名の配属です。

鳥取の事件数ですが、地方裁判所の民事通常新受事数は昭和27年以降多い年で719件、少ない年で389件、平均すると年間519件です。ちなみに平成10年は474件でした。地方裁判所の刑事事件の終局人員は、昭和30年以降多い年で413人、少ない年で229人、平均すると311人です。ちなみに平成10年は232人でした。民事事件、刑事事件とも裁判上の統計では事件数が増えているとは言えませんが、弁護士の業務は多忙です。

弁護士の平均像は、会内のアンケートによれば、年間の受任件数平均90件、そのうち訴訟件数29件、調停11件、刑事事件数12件、管財事件数年間4、5件、その他33件となっています。法律相談センター鳥取・米子の担当回数は一人年間6～7回、当番弁護士出勤回数は一人年間平均10件位、国選弁護士の事件数は同様10件位です。アンケートでも、会員の中で弁護士の不足を実感する声が多かったです。新人でも、半年もすると間違いなく仕事で手一杯の状態となります。

(鳥取県弁護士会HPより：<http://www4.ocn.ne.jp/~toriben/>)

<言葉の説明>

- *民事法律扶助とは、資力に乏しい人のために裁判に必要な費用を立て替えて弁護士を紹介する事業です。扶助を受けるには、「自分では費用が出せないこと」「事件が勝訴の見込みのあること」という2つの要件が必要です。扶助を受けた人は、月々決まった金額を支払うほかには、費用の心配は要りません。この事業のために、国の補助金が交付されます。
- *刑事被疑者弁護援助とは、犯罪の嫌疑で警察に逮捕された人が弁護人を必要とするのに自分では費用を支払うことができない場合に援助する事業です。平成2年度から開始されました。このための資金は日本弁護士連合などの補助金のほか、法律扶助協会に対する寄付金が使われています。
- *当番弁護士とは、弁護士会に当番を置き、被疑者や家族等から弁護士会に接見の依頼があれば、当番弁護士が直ちに無料で接見に赴き、被疑者の相談に応じる制度です。